

「一定の病気に係る免許の可否等の運用基準」を踏まえた具体的な対応要領について（概要）

（平成29年8月29日 鹿免管第1632号ほか）

本通達は、一定の障害、病気等にかかっている疑いのある免許申請者等への対応要領について定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 基本的な対応要領
- 病気ごとの対応要領

等である。